

尼崎市監査公表第6号

平成29年度及び過年度の包括外部監査の結果報告に対する措置の公表について  
地方自治法第252条の38第6項の規定により提出された包括外部監査の結果報告に  
対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第6項の規定に  
より公表します。

令和元年5月24日

尼崎市監査委員 今 西 昭 文  
同 藤 川 千 代  
同 岸 田 光 広  
同 酒 井 一

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（高齢介護課）
2 監査結果報告日	平成30年2月23日
3 措置通知日	令和元年5月17日
<p>4 監査結果の内容  <u>補助金としての支出（結果）</u></p> <p>当該委託業務の内容は、具体的には、受託先の社会福祉協議会に対して、「健全な憩の場の提供を目的に、本市が指定する各老人いきいの家の代表者と当該施設運営について、個別に業務委託契約を締結し、委託料を支払うこと」及び「各老人いきいの家の代表者に老人いきいの家が適正に運営されるよう必要な指導を行うこと」となっていた。</p> <p>しかし、実質的には、施設の運営管理費を市が一部補助する性質のものであり、委託料ではなく補助金に該当すると考えられ、補助金として取り扱うべきであった。</p> <p>なお、平成28年10月以降は、平成29年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けて、住民主体の交流活動や介護予防に資する活動を充実するための補助事業へ転換されている。</p> <p style="text-align: right;">（平成28年度尼崎市老人いきいの家管理運営委託）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成25年度に実施した公開事業たな卸しにおける点検結果をふまえて、事業の見直しを検討し、尼崎市老人いきいの家管理運営委託事業は平成28年9月末日で廃止し、同年10月1日から「場」を活用した住民主体の介護予防活動に対する補助事業を新たに開始した。</p>	

※ 「平成29年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P126

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	経済環境局（経済活性化対策課 地域産業課 しごと支援課）
2 監査結果報告日	平成 30 年 2 月 23 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託の事前承認漏れ（結果）</u></p> <p>契約書の第 4 条第 2 項によると、「受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。」と定められている。</p> <p>当該委託業務については、再委託について事前に口頭による承認はしているとのことだが、その証跡は確認できなかった。契約書の記載に従い、再委託の事前承認手続を行い、その証跡を残す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（産業振興事業事務委託）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成 30 年度より、再委託に関しては、事前に受託者より書面を受理し、承認を行っている。今後も契約書の記載に従い、書面により再委託の事前承認手続を行っていく。</p>	

※ 「平成 29 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P136

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	教育委員会事務局（スポーツ振興課）
2 監査結果報告日	平成30年2月23日
3 措置通知日	令和元年5月17日
4 監査結果の内容 <u>再委託の事前承認漏れ（結果）</u>	<p>契約書の第6条第2項によると、「受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。」と定められている。</p> <p>当該委託業務については、第三者委託について事前に口頭による承認はしているとのことだが、その証跡は確認できなかった。契約書の記載に従い、再委託の事前承認手続きを行い、その証跡を残す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（トレーニング指導等業務）</p>
5 措置内容要旨	<p>平成30年度より、受託者が再委託を行うにあたり、事前に承認依頼を書面にて収受している。また、当課も、再委託の内容を適切なものと判断し、承認の決裁を行い、受託者へ承認を行っている。</p>

※ 「平成29年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P302

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（料金課）
2 監査結果報告日	平成30年2月23日
3 措置通知日	令和元年5月17日
4 監査結果の内容 <u>見積書の不徴取（結果）</u>	<p>尼崎市の契約事務マニュアル（委託編）においては、見積の依頼は、一者随意契約及び特定随意契約の場合についても必要であることが記載されており、また、同様の規程が水道局契約規程第23条の3に定められており、一者随意契約の場合であっても、見積書の徴取が必要である。しかし、当該委託業務において、事業者から見積書の徴取を行っていなかった。</p> <p>所管課によると、平成9年度より同一の業者と契約を締結しており、毎年度契約更新という形で契約更新決裁を受けていることから、契約単価等の変更があった場合は双方合意の上で契約更新しているため、別途見積書の徴取は行っていなかったとのことである。</p> <p>毎年度、金額を含む契約内容を見直した上で契約更新を行うべきである。したがって、契約事務を適切に行うために、見積書を徴取すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（徴収事務等委託）</p>
5 措置内容要旨	<p>平成30年度の契約に際し、見積書を徴取したうえで契約更新を行ったところである。今後、見積書の徴取を行ったうえで契約更新を実施していく。</p>

※ 「平成29年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P216

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（公園維持課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付することができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（記念公園）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>指定管理者と締結する年度協定書には従前から暴力団排除に関する特約を付けていたが、その内容が全庁的に見直され、指定管理者と再委託先との契約に際しても、暴力団排除に関する特約に準じた規定を定めることとなった。これにより、平成 29 年度の指定管理者との年度協定書から新たな暴力団排除に関する特約を締結し再委託先から暴力団を排除するように対応している。今後、指定管理者が指定管理業務の一部を再委託する場合には、全ての再委託先と暴力団排除特約を付した契約書を交わすよう見直しを行った。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P44

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（公園維持課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>使用料の減免が認められていない駐車場の無料券の配布（結果）</u></p> <p>駐車場の使用料については、尼崎市公園条例施行規則第 9 条において「条例第 13 条の規則で定める場合は、次のとおりとする。（1）本市内に存する次に掲げる施設が当該アからウまでに定める目的で公園（メイン・アリーナ暖房設備、メイン・アリーナ冷房設備、サブ・アリーナ冷房設備又は駐車場を除く。）を使用するとき。」と定められており、減額免除は認められていない。</p> <p>指定管理者は、自主事業、指定管理事業ともに講師及び尼崎市体育協会の役員へ無料駐車券を渡しており、当該講師及び体育協会役員の駐車場料金相当額を駐車場使用料として尼崎市へ納付していないため、尼崎公園条例施行規則第 9 条違反となっている（なお、平成 27 年度に自主事業及び指定管理事業で実施した講座の講師、あるいは尼崎市体育協会役員に渡し、使用料を徴収していない駐車料金の金額は不明とのことである）。</p> <p>尼崎公園条例施行規則第 9 条に従い、駐車場の無料駐車券は発行すべきでない。指定管理事業の講師等の駐車場使用料については、講師等から徴収すべきである。あるいは、指定管理事業の講師等の駐車料金は指定管理事業実施のための必要経費であると尼崎市と指定管理者双方が合意した上で、指定管理料の中から負担する必要がある。</p> <p>一方、自主事業の講師の駐車場料及び体育協会の役員の駐車料金についても、講師から徴収するか、あるいは自主事業として指定管理者が負担する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（記念公園）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>スポーツスクール等の指定管理者の自主事業の講師の駐車場使用料については、指定管理者が負担して本市に納めさせるとともに、その他の市の主催するスポーツ大会等の関係者の駐車場使用料については、本市スポーツ振興課にて駐車場使用料を負担することとした。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P63

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	教育委員会事務局（スポーツ振興課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
4 監査結果の内容	<p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（社会体育施設）</p>
5 措置内容要旨	<p>平成 29 年度より、指定管理者は再委託先から契約書と併せて暴力団排除に関する特約を徴取し、対応している。</p>

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P44



## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	教育委員会事務局（スポーツ振興課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>回数券の現物確認（結果）</u></p> <p>屋内プールの回数券（大人 10 回分の料金 8,400 円で 11 回分使用可能）については、台帳（管理簿）による管理を行い、定期的に台帳と現物の照合を行うべきであるが、屋内プールの回数券の台帳はあるものの定期的に台帳と現物の照合を行っていない。</p> <p>屋内プールの回数券は金券と同様であり、定期的な台帳と現物の照合による現物管理がなされないことにより、横領や不正使用が行われる恐れがある。そのような事態に陥ることを防止するために、今後は、定期的に台帳と現物の照合を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（社会体育施設）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>屋内プールの回数券について、定期的（1 か月に 1 回）に台帳と現物の照合を行うほか、売り上げがある都度確認を行うこととした。</p> <p>また、平成 31 年度より、社会体育施設の実施要項に記載の屋内プールの回数券について、定期的に管理台帳と回数券との確認を行う旨及び照合結果を指定管理者から市へ報告する旨を追記することとする。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P73

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	教育委員会事務局（中央図書館）
2 監査結果報告日	平成29年2月20日
3 措置通知日	令和元年5月17日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（北図書館）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>指定管理者と再委託先との契約書において、反社会的勢力の排除について規定していることを、契約書を現認することで確認した。今後も引き続き確認を行っていく。</p>	

※ 「平成28年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P44

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	教育委員会事務局（中央図書館）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先からの暴力団排除のための合意書の未入手（結果）</u></p> <p>尼崎市では、尼崎市暴力団排除条例が平成 25 年 7 月 1 日から施行されたことに伴い、尼崎市の契約先から暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を排除するため、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき、措置を講じている。指定管理者についても、尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱第 30 条において、指定管理者が再委託を行う業務についても暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>しかし、現在、指定管理者からの再委託業務において、指定管理者が再委託先への契約書を作成する際に、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手する等、再委託先が暴力団等でないことの確認が行われていない。</p> <p>指定管理者が再委託に係る契約書を作成する際には、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を徹底する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（北図書館）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>指定管理者と再委託先との契約書において、反社会的勢力の排除について規定していることを、契約書を現認することで確認した。今後も引き続き確認を行っていく。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P81

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	市民協働局（ダイバーシティ推進課）
2 監査結果報告日	平成29年2月20日
3 措置通知日	令和元年5月17日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（女性・勤労婦人センター）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成30年度現在、尼崎市立女性・勤労婦人センターでは、すべての再委託において契約書を作成するとともに、すべての再委託において「暴力団排除に関する特約」に対する合意書を入手することにより、再委託先が暴力団でないことを確認している。</p>	

※ 「平成28年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P44

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年本部事務局（こども家庭支援課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付することができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（尼崎学園）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成 29 年度から尼崎市尼崎学園の指定管理にかかる仕様書において、新たに、「暴力団排除に関する事項」を設け暴力団を利することのないよう必要な措置を講ずることとした。</p> <p>上記の事項に基づき、指定管理者が指定管理者業務の一部を再委託等する際は契約書を作成しており、再委託業者が暴力団でないことの確認として契約書と併せて暴力団排除に関する特約を付している。</p> <p>なお、契約書の写しについては、管理業務実施報告書提出時に添付させることとしている。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P44

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（障害福祉課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（たじかの園）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日締結の委託契約書において、再委託先から誓約書を徴取した。</p> <p>また、尼崎市立たじかの園の指定管理に係る仕様書に暴力団排除に関する事項として、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づき、必要な措置を講ずることを定めた。</p> <p>今後は、契約書を作成せず再委託等する場合の修繕業務等についても、暴力団等に該当しないことを確認する誓約文を徴取することとする。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P44

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（障害福祉課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>市貸与重要物品の現物確認未実施（結果）</u></p> <p>尼崎市立たじかの園管理業務実施要綱 8（2）には、「乙は、甲の所有に属する備品のうち、重要物品については、尼崎市公有財産規則に基づく現在高の調査を行い、甲に報告すること。」と定められており、指定管理者は尼崎市所有備品のうち、重要物品について、年に 1 回現物を確認することが必要とされている。</p> <p>しかし、指定管理者は、尼崎市貸与の重要物品のうち、一部については現物を確認したものの、日常業務の繁忙により重要物品の現物確認の優先度は低いと判断し、すべての重要物品につき、年に 1 回、現物確認を実施できていない。このため、現状では、尼崎市立たじかの園管理業務実施要綱 8（2）違反の状態となっている。</p> <p>また、公の施設に備えられている既存の備品等について尼崎市が把握・確認できる状態になると、例えば引き継ぎや、備品買い替えの際、尼崎市と指定管理者間で備品等の責任の所在や費用負担に関して見解の相違が生じる恐れがある。このような見解の相違から生じるトラブルを防ぐ観点からも、備品台帳の更新のために、定期的に、指定管理者が備品の実在性を確認することを基本協定書等に明記し、指定管理者は、すべての備品の現物を定期的に確認する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（たじかの園）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>備品の所在及び使用状況等の確認及び報告について、平成 29 年 2 月 3 日締結の基本協定書及び尼崎市立たじかの園の指定管理に係る仕様書に明記した。</p> <p>年 1 回の確認を実施した。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P131

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（生活衛生課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>高額設備購入に係る不適切な負担と修繕費の未精算（結果）</u></p> <p>尼崎市立弥生ヶ丘斎場管理仕様書 5. (3) において、「建物・設備の 1 件当たり 500 千円までの修繕は指定管理者の負担とする。500 千円を超える修繕、工事は原則として尼崎市の負担とする。ただし緊急性の高いものや斎場の運営に影響が及ぶ等の理由により指定管理者または指定管理者が指定する特定の工事業者が実施することが望ましいものについては、尼崎市と事前協議の上、指定管理者が施工する場合がある。」と規定されている。</p> <p>平成 27 年度において、火葬炉運転で使用する計装用・逆洗用空気圧縮機 2 台が平成 24 年度から毎年相次いで故障し、2 台同時故障した場合、斎場の稼動を停止せざるをえない状況であった。指定管理者と尼崎市は協議の上、平成 27 年度は、指定管理者が電力供給先を見直したことから光熱費が減少したことから、当施設設備に係る支出の負担が可能であったため、指定管理料から新規機器を 1 台（オイルフリースクロール圧縮機、税抜金額 2,490 千円）購入することとなった。</p> <p>本来、当支出は、尼崎市立弥生ヶ丘斎場管理仕様書 5. (3) より、500 千円を超える施設設備に該当する支出であること、また、通常指定管理料内で指定管理者が緊急的に支払可能な金額ではないことから、尼崎市が負担すべき内容である。また、2 台同時故障した場合には尼崎市で唯一の斎場である当施設の稼動が停止してしまうこと、平成 24 年度から平成 26 年度に至るまでに当 2 台は頻繁に故障していたこと、及びその修繕費用として新設備購入までに 4,292 千円も発生していることから、尼崎市が予算要求をしたうえで、設備更新をする機会があったはずである。</p> <p>以上より、平成 27 年度に購入したオイルフリースクロール圧縮機 2,490 千円は尼崎市の負担とし、指定管理者は、当該施設設備に係る支出の負担をせず、これとあわせて、「(3) 適切な管理経費実績額の算定を前提とした精算の未実施（結果）」に記載のとおり、適正な管理経費の実績額を算定の上、精算を行う必要があったと考える。なお速やかに指定管理料により購入した当該オイルフリースクロール圧縮機を、「斎場備品管理簿」に記載する必要がある。</p> <p>なお、平成 27 年度には、故障が相次いでいた 2 台中 1 台がすでに完全に使用不可能となっており、故障を繰り返す残り 1 台と新規取得 1 台により稼動している。完全に使用不可能となっている 1 台と現在も稼動をしている 1 台は同時期に取得されたものであり、今後、継続的な使用ができるか不透明であるため、所管課は、業務を継続できるような機械更新の計画を策定することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(弥生ヶ丘斎場)</p>	



## 5 措置内容要旨

当該オイルフリースクロール圧縮機については、平成 28 年度中に斎場備品管理簿に記載した。機械設備の更新については、斎場業務に支障をきたさないよう今後の整備計画を策定した。

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P139

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅管理担当）
2 監査結果報告日	平成29年2月20日
3 措置通知日	令和元年5月17日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（市営住宅南部）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成30年度、南北指定管理者において、各業者（再委託先）とのすべての契約に際して「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手するよう改善した。</p>	

※ 「平成28年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P44

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	市民協働局（国保年金課）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>高額滞納者への種類を誤った被保険者証の発行（結果）</u></p> <p>市では、既述のとおり、滞納国民健康保険料の早期解消のための施策のひとつとして、保険料の納付状況が当該年の 9 月期分まで完納し、過年度保険料の二分の一以上を納付している世帯、あるいは、納付誓約を誠実に履行している世帯以外の滞納世帯に対しては、長期証ではなくて、短期証を交付し、納期限から 1 年以上経過した保険料を特別な事情なく滞納している被保険者へは資格証を交付することと定めている。</p> <p>平成 25 年度から、平成 26 年度にかけて、現年度調定額（770 千円、632 千円）及び過年度の滞納額につき、全く納付のない状態でありながら、平成 27 年 2 月に資格証対象から除外され、短期証に更新された事例が発見された。</p> <p>担当課によると、平成 27 年 2 月 25 日に来庁して、70 千円の納付誓約と納付誓約とは別の 400 千円の一括納付を口約束した後に、市担当者が端末操作を誤ったため、システム上、平成 27 年 2 月 27 日の電算一括処理で資格証対象から自動除外されてしまい、短期証世帯に変更されてしまった。その後、70 千円の納付誓約も 400 千円の一括納付もされることはなかった。</p> <p>ただし、被保険者証については、当該被保険者の来庁があったものの納付交渉が決裂し、結果的に発行された短期証の引渡しはされていないとのことである。</p> <p>現状の国民健康保険システムでは、過去からの滞納額の推移を一瞥して確認できる画面がなく、保険証の種類と滞納状況の関係性を確認できない。しかし、今後このような発行誤りを防ぐために、少なくとも高額滞納者については、被保険者証の発行が市のルールどおりに適切に行われているか否かを管理できる表の作成等により常時モニターする仕組みを構築することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">（国民健康保険料 【被保険者証の更新】）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>当該事例は、新たに資格証の交付対象となった世帯が証の発行前に分割納付誓約を締結した場合、システム上資格証対象世帯として認識されなくなるという旧システムの仕様により生じたものである。</p> <p>新システムにおいては、当該事例と同様の処理を行った場合であっても、引き続き資格証対象世帯として認識されることから、今後、システムの仕様を原因とする事故は発生しないこととなった。</p> <p>そのため、現在は常時モニターすることを要さず、適切に証の管理を行うことができている。</p>	

※ 「平成 27 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P53

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（介護保険事業担当）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
4 監査結果の内容 <u>滞納処分を行うべき（結果）</u>	<p>すべての滞納債権について、交付要求以外の滞納処分が行われていない。また、一部納付のない滞納債権について時効中断手続きもとられていないため、毎年 1 億円程度の不納欠損処分が行われている。なお、市によると、滞納処分が実施できていないことの一因としては、滞納者数に対して徴収事務に従事する職員数が少ないことがあげられるということである。</p> <p>介護保険料は地方自治法 231 条の 3 第 3 項に定める歳入であり、地方税法の滞納処分の例にすることができる（介護保険法第 144 条）。効率的かつ迅速に、滞納者の実情に即した的確な滞納整理を行うためには、高額滞納者から優先的に財産調査を行い、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めることが重要である。</p> <p>今後は、財産調査が滞納整理を進めていく上での出発点であることを認識の上、早急に財産調査を含めた滞納処分を行える体制を整えることを検討し、滞納処分を進めるべきである。なお、財産調査を効率的に進める観点からは、金融機関調査だけではなく、市税など調査能力の高い市内の滞納者に関する情報の入手（個人情報目的外利用）も並行して行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（介護保険料）</p>
5 措置内容要旨	<p>納付のない滞納債権について従来通り、定期的な納付指導、認定申請に伴い行っている納付指導、窓口での納付指導を行う中で、平成 28 年 4 月より納付誓約書の提出を求め時効中断手続きを行っている。</p> <p>また、滞納処分については、平成 30 年 7 月より法務支援担当の協力のもと、市民税課、資産税課、納税課に対して税情報の照会を行う一方で、預貯金調査についても各金融機関へ行っており、平成 31 年 1 月末時点で、1 件の金融機関口座の差押えを実施した。今後とも、各金融機関への調査結果に応じ差押えを順次実施していく。</p>

※ 「平成 27 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P138

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	健康福祉局（北部保健福祉管理課 南部保健福祉管理課）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	令和元年 5 月 17 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>交渉記録は交渉内容が検証できるよう記載すべき（結果）</u></p> <p>生活保護を開始されると、生活保護受給者ごとにケースファイルを作成し、生活保護の決定にかかる記録のほか、開始以降の家庭訪問時の状況や納付交渉の過程等に係る記録を関連資料と合わせて当該ファイルに保存することとなる。</p> <p>抽出したケースファイルのサンプルの一つを閲覧した結果、交渉記録が「納付指導を行った」の一文のみで、実施した納付交渉の結果や把握した納付能力、今後の納付計画等の記録が全く記載されていなかった。</p> <p>交渉内容が適切に記載されないと、管理職によるモニタリングや担当者交代時の引継ぎが適切に行えず、今後の納付計画の策定や回収方針の判断を適切に行えない恐れがある。今後は交渉内容を検証できるように交渉記録を記載すべきであると考える。</p> <p style="text-align: right;">（生活保護費返還金等収入）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>納付指導に関する交渉記録については、具体的な内容が分かるよう記録を行い、ケース記録として決裁処理する中で確認を行うことを複数回周知した後、平成 30 年度より実際に運用を開始している。</p>	

※ 「平成 27 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P161